

<p><b>4. 県内感染期</b></p>
<p><b>○状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</li> </ul>
<p><b>○目的</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療提供体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。</li> </ol>
<p><b>○対策の考え方</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。 対策の実施については、発生状況を把握し、実施すべき対策の判断をする。</li> <li>2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、県民一人ひとりがとるべき行動について、分かりやすくかつ積極的に情報提供する。</li> <li>3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数を少なくして医療体制への負担を軽減する。</li> <li>4) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることで健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>5) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の県民生活・県民経済を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ol>

**(1) 実施体制**

- ・県対策本部は、県内の患者発生状況を迅速に把握し、県内が感染期に入ったと判断したときは、国から示された基本的対処方針等を参考に必要な対策を決定する。

**[緊急事態宣言がされている場合の措置]**

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

**① 市対策本部の設置**

市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

**② 他の地方公共団体による代行、応援等**

県及び市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による

代行、応援等の措置を行う。また、市において緊急事態措置を行えない状況となった場合は、他市町村へ応援を求める。

## (2) 情報提供・共有

### [情報提供]

- ・市は、県等と連携し、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・市は、インフルエンザ等の感染予防には、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの市民一人ひとりが行う個人防護が重要であることを、引き続き市民に広く周知する。

### [情報共有]

- ・市は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報提供を継続し、対策の方針や現場の状況等の情報を的確に把握する。

### [相談窓口の継続]

- ・引き続き、市は新型インフルエンザ相談窓口で市民からの相談に対応する。国からQ&Aの改定等があったときは、速やかに活用する。問い合わせ状況に応じ、相談窓口の時間や体制の拡充等を検討する。

## (3) まん延防止に関する措置

### [県内でのまん延防止対策]

- ① 市は、県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨をする。
- ② 市は、県等と連携し事業者に対し、職場における感染対策を徹底するよう要請する。
- ③ 市は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ④ 市は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策の呼びかけを行うよう要請する。
  - ・市は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう引き続き要請す

### Ⅲ 各段階における対策

#### 4. 県内感染期

る。

- ・ 県は、県内感染期と判断された場合は、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう医療機関に要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国の判断に従い対応を決定する。市は、県の決定に従い、呼び掛けを行う。
- ・ 県は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

#### [緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、県は上記の対策に加え以下の対策を行う。

①新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 住民に対し、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 学校、保育所等に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき、職場における感染対策の徹底の要請を行う。県は、要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### (4) 予防接種

##### [予防接種]

- ・ 県は、ワクチンの供給予定等の情報などを県医師会や市町村等の関係機関に周知するとともに、当該関係機関と連携して接種体制等を調整する。
- ・ 市は、ワクチンが供給可能になり次第、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。
- ・ ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、市が行う接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

##### [緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ・ 県は国と連携して、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンの流通等を確保し、速やかに供給するとともに、市は、特措法46条に基づく住民接種を進める。

#### (5) 医療

##### [患者への対応等]

- ・ 国から県内感染期において要請があった場合は以下の対応を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
  - ①県は、国と連携し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター（新型インフルエンザ等相談窓口内に設置。）及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう県医師会や医療機関等に要請する。
  - ②県は、国と連携し、入院治療は、原則として重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。（健康福祉部）
  - ③県は、国と連携し、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
  - ④県は、国と連携し、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう国、県医師会、医療機関等と調整する。

**[医療機関等への情報提供]**

- ・ 県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

**[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用]**

- ・ 県は、県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じて国備蓄分の配分要請を行う。

**[在宅で療養する患者への支援]**

- ・ 市は、県等と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

**[医療機関・薬局における警戒活動]**

- ・ 県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

**[緊急事態宣言がされている場合の措置]**

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、県は上記の対策に加え以下の対策を行う。

- ①県は、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- ②県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等を行う。そのほか、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅医療を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、診療体制や、感染防止及び衛生面の状況を考慮した上で、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

**(6) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置**

**[事業者の対応]**

- ・ 県は、国の要請を受け、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、そ

の取組等に適宜、協力する。

**[市民・事業者への呼びかけ]**

- ・市は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について、呼びかけを行う。

**[緊急事態宣言がされている場合の措置]**

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、県は上記の対策に加え以下の対策を行う。

①業務の継続等

- ・指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、国が行う、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。
- ・各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による被害状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

①-2電気及びガス並びに水の安定供給

県内発生早期の記載を参照

①-3運送・通信の確保

県内発生早期の記載を参照

②サービス水準に係る県民への呼びかけ

- ・業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

③緊急物資の運送等

県内発生早期の記載を参照

④ 物資の売渡しの要請等

- ・県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

⑤ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定

及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ・市は、県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・市は、県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、本行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

⑥ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援

- ・市は、国、県と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

⑦ 犯罪の予防・取締り

県内発生早期の記載を参照。

⑧ 埋葬・火葬の特例等

- ・市は、県からの要請に応じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- ・市は、県からの要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めたときは、それに基づいて対応する。
- ・県は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合で、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国の定めるところにより、埋葬又は火葬を行う。
- ・県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

⑨ 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

- ・県では、国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定した場合、関係者に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### Ⅲ 各段階における対策

#### 4. 県内感染期

##### ⑩ 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

- ・ 県は、事業者向けの融資について、新型インフルエンザ等緊急事態において、県内事業者及び農林漁業者等が経営不振等によって資金繰りに影響の出る恐れがある場合には、相談窓口を設置するとともに、県等の制度融資やその他の活用可能な支援制度を積極的に活用し、資金繰りの円滑化に努める。

##### ⑪ 金銭債務の支払猶予等

- ・ 県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県内事業者及び農林漁業者等の金銭債務の支払い等に影響が出る恐れのある場合には、国等の動向も踏まえ、対応策を速やかに検討する。

##### ⑫ 通貨及び金融の安定

- ・ 県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国等が実施する通貨及び金融の安定に係る必要な措置の周知に努める。

### Ⅲ 各段階における対策

#### 4. 県内感染期